

資料6

## 環境保健部の諸問題について

平成23年1月14日（金）

# 環境省環境保健部

## 目次

水俣病対策の現状について . . . . .	1
石綿健康被害救済制度に係る検討状況について . . . . .	2
包括的な化学物質対策について . . . . .	3
1. 化学物質審査規制法及び施行令の改正等について	
2. 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について	
3. 水銀に関する条約の制定に向けた対応につ	

## 水俣病対策の現状について

### 1. 水俣病問題への取組の現状について

#### ① 水俣病被害者救済特措法の「救済措置の方針」に基づく救済

救済措置の方針に基づき、昨年5月1日から申請受付を開始しており、10月1日にはチッソ及び昭和電工から一時金の支払いも行われている。今後は、対象者の判定を円滑に行う必要がある。

#### ※救済措置の方針に基づく申請者数

救済措置申請者数	21,778名
切替申請者数	16,823名

#### ② ノーモアミナマタ訴訟（不知火患者会及び阿賀野患者会）における和解の基本的合意

昨年3月に熊本地裁において、和解の基本的合意が成立し、その後、10月に新潟地裁、11月には大阪地裁及び東京地裁においても和解の基本的合意に達し、現在、第三者委員会による個別原告の判定等を円滑に進めている。

不知火患者会（熊本地裁）：(原告数)2,494人（被告）国・熊本県・チッソ

不知火患者会（大阪地裁）：(原告数)309人（被告）国・熊本県・チッソ

阿賀野患者会（新潟地裁）：(原告数)173人（被告）国・昭和電工

不知火患者会（東京地裁）：(原告数)195人（被告）国・熊本県・チッソ

#### ③ 水俣病発生地域の地域づくり対策

水俣病認定患者、水俣病被害者、ご家族などが安心して暮らしていけるよう水俣病発生地域における医療・福祉対策を推進するとともに、水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）を引き続き推進していく。

### 2. 公健法に基づく認定申請者数等の状況について（平成22年12月末現在）

#### ① 最高裁判決後の公健法認定申請者数（未処分者数）

4,733件

#### ② 関係県市の認定審査会の審査状況

- ・熊本県 19年3月に再開、以後19年5月・7月、21年2月・6月・7月・10月・11月、22年2月・5月・11月に開催
- ・鹿児島県 20年12月に再開、以後22年12月に開催
- ・新潟県・市 19年3月に再開、以後19年12月、20年12月、21年4月、22年3月に開催

#### ③ 現在継続している訴訟の状況（和解協議中のものを除く）

19年4月 新潟水俣病第3次訴訟(原告)16人(被告)国・新潟県・昭和電工

19年10月 水俣病被害者互助会訴訟(原告)9人(被告)国・熊本県・チッソ

※ この他、水俣病認定申請棄却処分取消訴訟等が3件提訴されている。

## 石綿健康被害救済制度に係る検討状況について

### 1. 石綿健康被害救済法に基づく認定の状況について（平成22年11月30日現在）

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定件数（累計）：6,438件

うち、中皮腫5,624件、肺がん792件、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺16件、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚6件

### 2. 石綿健康被害救済制度に係る検討について

石綿健康被害救済制度の在り方について、平成21年10月26日付で環境大臣より中央環境審議会へ諮問を行い、中央環境審議会環境保健部会の下に設置された石綿健康被害救済小委員会において平成21年11月27日より審議が開始された。平成22年5月6日に中央環境審議会の答申を受け、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」を石綿救済法の指定疾病として追加し、平成22年7月1日より施行されたところ。下記諮問事項「2.」については、引き続き審議しているところ。

#### （諮問事項）

石綿健康被害救済制度の在り方について

1. 石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について（答申済）
2. 今後の石綿健康被害救済制度の在り方について

#### （諮問の背景）

石綿健康被害救済法の救済給付の対象となる指定疾病は、制度施行当初、中皮腫及び肺がんの2つであったが、法制定時の衆・参環境委員会の附帯決議において、「指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること」とされているほか、平成18年の中央環境審議会答申においても「その他の疾病については、・・・今後、さらに知見を収集し、その取扱いについて検討していくことが適当」とされていることを受けて、石綿肺を始めとするその他の疾病について、「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会」報告書など、これまでの知見の収集の結果を踏まえ、その取扱いについて検討を行ったものである（答申済）。

また、法の附則においては、施行後5年以内（平成22年度内）に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととされていることから、石綿健康被害救済制度全体の施行の状況について評価・検討を行うとともに、必要な見直しを検討する必要がある。

## 包括的な化学物質対策について

### 1. 化学物質審査規制法及び施行令の改正等について

#### (1) 化学物質審査規制法の改正の経緯

- 平成18年11月、中央環境審議会へ「今後の化学物質環境対策の在り方について」を諮問。
- 平成20年12月に、すべての化学物質について、毎年度その数量等を届け出る義務を課すこと等により、既存化学物質を含めた包括的管理制度を導入するとともに、国際条約で新たに規制対象となった物質について、条約で許容される例外的使用を厳格な管理の下で認めるため本法を見直すことが適当とする答申が行われた。
- これを受け、改正法案を平成21年2月24日に閣議決定し、同年5月20日に公布。

#### (2) 改正化学物質審査規制法に基づく政省令等の整備

平成21年10月に改正施行令を公布し、また平成22年には化学物質審査規制法の第1種特定化学物質に追加されたペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）について取扱い上の技術基準を定める省令を制定する等、改正化学物質審査規制法の施行に必要な措置を講じた。

#### (3) 第一種監視化学物質に係る有害性の調査の指示について

- 平成21年9月に中央環境審議会へ「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第一種監視化学物質に係る有害性の調査の指示について」を諮問
- 難燃剤として使用されている1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカンについて鳥類の繁殖に及ぼす影響に関する有害性調査指示を行うことが適当とする答申が行われたことを受け、製造又は輸入の事業を行う者に対し有害性調査指示を行った。

#### (4) 今後の対応について

改正化学物質審査規制法が平成23年4月に全面施行されることを受け、すべての化学物質から優先評価化学物質をしぼり込むスクリーニング評価や、優先評価化学物質について第2種特定化学物質に指定するなどの措置を講じる必要があるか判断するための環境リスク評価について厚生労働省及び経済産業省とともに、手法の検討やデータの整備等を行っているところ。

### 2. 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について

#### (1) エコチル調査の背景

近年、子どもたちの心身の異常が増加している。

◇小学生のぜん息罹患率 0.5% (1980年) → 4% (2007年)

◇男性性器異常(百万人当たり) 174人 (1974年) → 418人 (2000年)

こうした子どもの発達異常の原因として、環境中の微量な化学物質による影響の可能性が専門家の間で指摘されている。

#### (2) 事業計画

環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を明らかにするため、平成22年度より10万組の親子を対象とした全国調査を開始する。

本調査では、妊産婦の協力を得て、母体血、臍帯血、母乳等に含まれる化学物質を測定するとともに、その子どもの健康状態を13歳になるまで追跡調査する。調査で得られた生体試料は長期的に冷凍保存し、将来的な調査研究にも備える。

本調査は、環境省の企画立案の下に国立環境研究所がコアセンターとして実施機関となり、メディカルサポートセンターとしての国立成育医療研究センターから医学的支援を受けつつ、全国15地域の大学等によるユニットセンターの協力を得て実施する。調査期間は、3年間のリクルート期間と追跡期間として、平成23年1月から平成39年までを予定している。

10万人の規模を目指した同様の疫学調査が米国でも実施されており、諸外国の調査や国際機関等とも連携していくこととしている。

### **(3) 施策の効果**

本事業を実施することで、以下の直接及び波及効果が期待される。

- ①子どもの健康に影響を与える環境要因の解明
- ②子どもの脆弱性を考慮したリスク管理体制の構築
- ③安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献
- ④ライフサイエンス分野における国際競争力の確保

## **3. 水銀に関する条約の制定に向けた対応について**

### **(1) 条約交渉の背景と経緯**

- 平成13年、国連環境計画(UNEP)が、地球規模での水銀汚染に関する活動を開始。
- 平成21年2月、UNEP第25回管理理事会において、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書(条約)を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会(INC)を設置して2010年に交渉を開始し、2013年までの取りまとめを目指すことに合意。
- 平成22年5月、鳩山総理(当時)が、水俣病犠牲者慰霊式において、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界の他の国で繰り返されないよう、本条約の制定に積極的に貢献すること、条約の採択・署名のために2013年頃開催される外交会議を我が国に招致することにより、「水俣条約」と名付けたい旨を表明。
- 平成22年6月、第1回政府間交渉委員会(INC1)がストックホルムで開催され、交渉開始。今後2013年までに、計5回のINCが開催予定。

### **(2) 交渉内容(条約に盛り込まれると予想される内容)**

- ・水銀の供給、製品や工程中の需要、貿易、大気排出等の削減
- ・余剰水銀の適正保管、廃棄物の適正管理
- ・途上国への技術・資金支援、普及啓発等

### **(3) 国際交渉への貢献**

- ・今月24日から28日に第2回政府間交渉委員会が千葉市で開催。
- ・これにより国際交渉に弾みをつけるとともに、水俣病の経験を踏まえて水銀の排出規制や使用削減を進めてきた我が国として、その技術や制度に関する知見を世界各国と共有することで、条約づくりに貢献していきたい。